

鴻巣市まちづくり市民会議委嘱式・平成29年度第1回会議次第

日 時 平成29年7月25日（火）
午前10時00分～
場 所 鴻巣市役所 鴻巣保健センター
2階 会議室

I 鴻巣市まちづくり市民会議 委員委嘱式

- 1 委員委嘱
- 2 自己紹介
- 3 会長、副会長選出
- 4 市長諮問・挨拶

————— 休憩 —————

事務局紹介・資料確認

II 平成29年度第1回鴻巣市まちづくり市民会議

- 1 まちづくり市民会議の公開について
- 2 まちづくり市民会議の進め方について
 - ① まちづくり市民会議の位置づけと審議頂く範囲
 - ② まちづくり市民会議の詳細の進め方

III その他（事務連絡等）

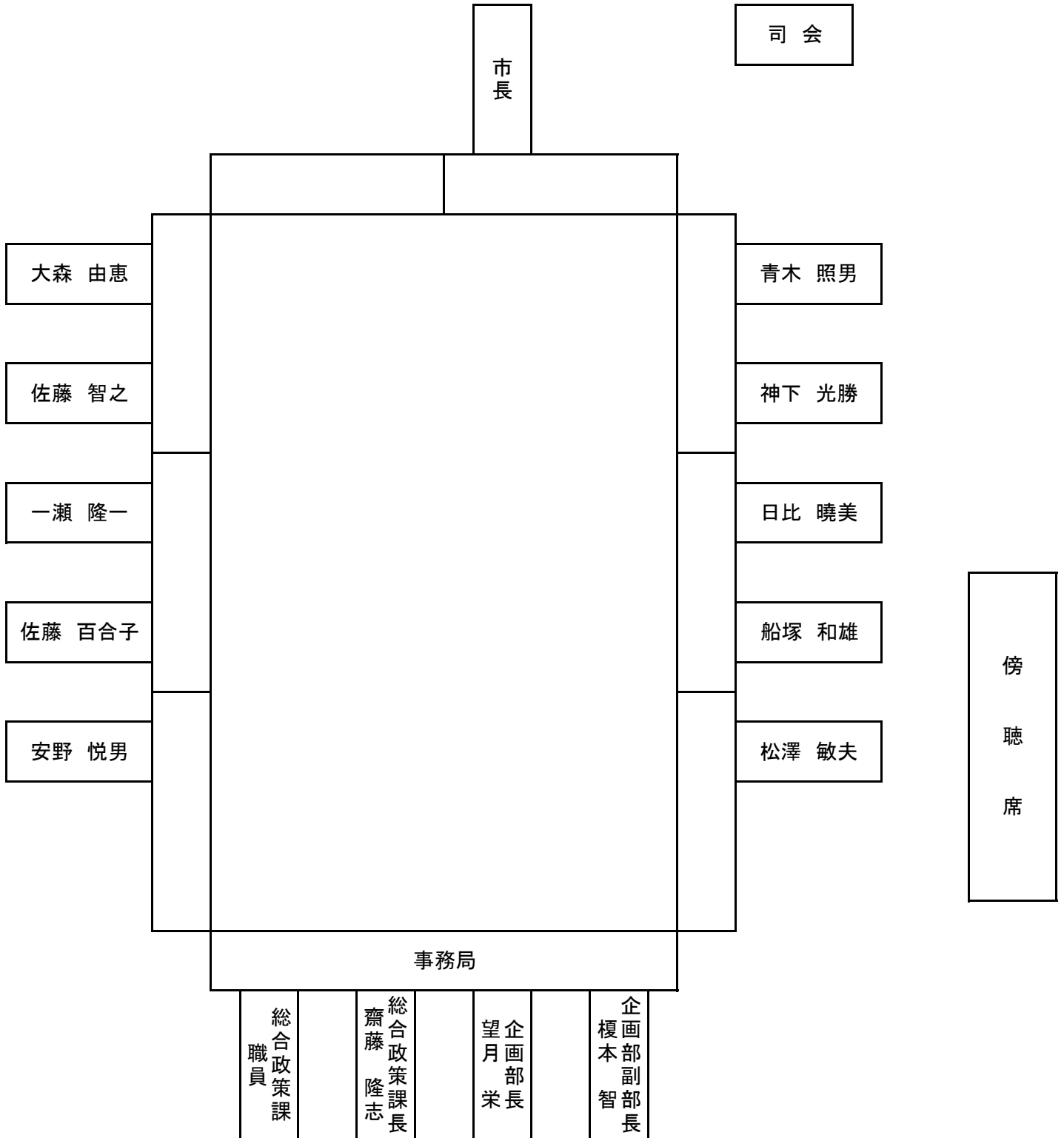
- 1 今後の日程について
- 2 審議施策アンケートについて
- 3 委員報酬の振込みについて

平成29・30年度 鴻巣市まちづくり市民会議委員名簿

No.	氏名	ふりがな	区分	経歴・所属等
1	青木 照男	あおき てるお	公募	
2	神下 光勝	かみした こうしょう	公募	
3	日比 暁美	ひび あけみ	公募	
4	船塚 和雄	ふなつか かずお	公募	
5	松澤 敏夫	まつざわ としお	公募	
6	大森 由恵	おおもり よしえ	識見	市スポーツ推進委員連絡協議会(副会長)
7	佐藤 智之	さとう としゆき	識見	鴻巣市PTA連合会(役員)
8	一瀬 隆一	いちのせ りゅういち	識見	NPO法人エリアマネジメント北鴻巣(事務局長)
9	佐藤 百合子	さとう ゆりこ	識見	鴻巣市商工会(女性部長)
10	安野 悦男	やすの えつお	識見	鴻巣市自治会連合会(副会長)

鴻巣市まちづくり市民会議 委嘱式席次表

(敬称略)



鴻巣市まちづくり市民会議 第1回配布資料一覧表

席上配布資料

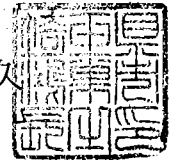
NO	資料名
—	鴻巣市まちづくり市民会議委員委嘱式・第1回会議次第
—	鴻巣市まちづくり市民会議委員名簿
—	鴻巣市まちづくり市民会議 第1回配布資料一覧表
資料1	諮問書（写し）
資料2	鴻巣市まちづくり市民会議条例
資料3	鴻巣市まちづくり市民会議傍聴規程
資料4	鴻巣市まちづくり市民会議の進め方について
資料5	成果向上に向けた取組提案シート
資料6	対象施策決定アンケート
—	第6次鴻巣市総合振興計画

※ 次回以降の資料を含め、保管用に「紙ファイル」をご用意していますので、
綴じ込みの上、各回にてご持参ください。

鴻総政第222号
平成29年7月25日

鴻巣市まちづくり市民会議 会長 様

鴻巣市長 原 口 和 久



第6次鴻巣市総合振興計画の推進について（諮問）

このことについて、鴻巣市まちづくり市民会議条例第2条の規定に基づき、総合振興計画の進捗状況について、市民視点での評価及び検証、並びに施策の成果向上に向けた取組みについて意見を求めます。

○鴻巣市まちづくり市民会議条例

平成23年3月30日条例第2号

改正 平成27年3月27日条例第1号

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、市政に対する透明性の更なる向上を目指すため、鴻巣市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、総合振興計画の推進について、市民の視点から評価及び検証し、施策の成果向上に向けた取組について、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鴻巣市まちづくり市民会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市まちづくり市民会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 鴻巣市まちづくり市民会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴席への入場禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 携帯電話を使用すること。
- (7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。
ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第6条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

平成 29・30 年度 まちづくり市民会議の進め方（案）について

1. 市民会議の基本的な流れ

- ・ 今年度・来年度とも、5 回ずつ計 10 回の開催を予定しております。
- ・ 第 2 回以降は、2 グループに分かれて頂き、グループごとに施策をご議論頂きます。
- ・ 「3. 具体的な審議手順」以降の流れに即し、1 つの施策を 2 日間に分け、ご議論頂きます。
- ・ 1 日目には、主に「事務局からの説明を踏まえた質疑」及び「課題・問題点の整理」を、2 日目には主に「課題・問題点から考えられる取組提案のまとめ」と、「別グループへの報告・再確認」を行い、会の提言結果としてまとめて頂きます。
(※今年度は、4 つの施策（「第 2 回・第 3 回で 1 施策、第 4 回・第 5 回で 1 施策」× 2 グループ）を、審議頂く想定です。)

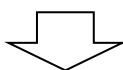
2. 審議施策の決定方法

- ・ 「第 6 次鴻巣市総合振興計画」では、「いかに人口減少を抑制しつつ、人口減少社会へ適応（対応）していくか」を、向こう 10 年の最重要課題として整理し「101 ある基本事業」のうち、この課題解決に特に中心となる「30 の基本事業」を「重点分野」として設定しました。
(※重点分野は、冊子「第 6 次鴻巣市総合振興計画」P 45～47 を参照)
- ・ そのため審議施策については、この「重点分野」が含まれる「施策」より、委員各位が特に興味のある施策をアンケートにて決定し、この「重点分野」を中心にご議論頂きます。
(※「資料 6：対象施策決定アンケート」を参照)
- ・ グループ分けについても、当該アンケートの意向を極力反映した割り振りをさせていただきます。
なお、選定された審議施策に精通する識見委員様には、優先的に当該施策に加わって頂くよう、お願いさせていただきます。

3. 具体的な審議手順

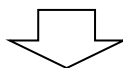
日程	手順		意図	主に使う資料
1日目	1	「施策のねらい」と「取り巻く状況・環境変化」、そこから導かれる「課題と方向性」について説明	施策の概要の把握	第6次鴻巣市総合振興計画
	2	「課題と方向性」から導かれた「基本事業」の構成について説明		
	3	「重点分野」の設定理由について説明	市の現状評価と、実施する具体的取組による、施策動向を把握	資料6：成果向上に向けた取組提案シート
	4	「重点分野である基本事業」の成果指標の動向と現状評価の説明		
	5	手順1～4までに説明した事項に対する質疑	市の評価や考え方が妥当か確認し、問題・課題点を洗い出し	
	6	「課題や問題」の整理		

※1日目の説明に当たっては、当該施策を主管する課よりご説明いたします



2日目	7	「課題や問題を解決するために提案する取組」について、提言事項をまとめる	委員同士での意見交換による提言事項のまとめ	資料6：成果向上に向けた取組提案シート
	8	グループでまとめた内容を、別グループに報告し再確認	再確認と会議の総意としての提言事項として、決定	

※2日目については委員さん同士の審議を深めて頂くため、施策主管課は退席いたします。



年度末	9	市長へ提言書として報告
-----	---	-------------

(参考例)成果向上に向けた取組提案シート【施策1-7】

政策	1	安全・安心に関する政策
施策	7	防災・減災対策の推進
☆施策の目指す姿 ⇒ 市民、地域、行政が一体となった防災・減災体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。		
基本事業	2	防災・減災対策の充実
☆基本事業の目指す姿 ⇒ 災害発生時に地域での支援体制が確立されています。		
☆重点分野に選定された理由 ⇒ ①市民アンケート結果より、災害対策の推進は東日本大震災以降、常に重要度の高い施策と位置付けられていること。 ②転入者アンケートからも、安全・安心面での行政サービスを求める声が大いこと。 ③将来に渡り「安全・安心」を享受していただくためには、特に「市民協働」「共助」の取組の高めることが重要であること。		
☆（重点分野が複数の場合）当該基本事業を選定した理由 ⇒ 当該施策は重点分野は一つです。		

◆ 成果指標の動向と評価

No	指標名	単位	目標方向性	H26	H27	H28	目標値(H33)
施策指標1)	市民、地域、行政が連携した防災・減災体制に安心感を持っている市民の割合	%	➔	74.0%	79.8%	78.1%	88.8%
基本事業指標①	自主防災組織率	%	➔	58.5%	59.1%	59.3%	66.0%
基本事業指標②	災害時の支援協定数	件	➔	32件	34件	36件	40件
担当課の評価	<目指す姿の実現に欠かせない考え> 過去の災害時の教訓として、平時より「自助」「共助」「公助」の取組を明確化し、特に「地域防災力＝地域で支え合う力」を養って頂く必要性が再認識されており、積極的に関与してもらう取組が必要です。						
	<目指す姿の実現に向け、課題と考えている事項> ① 大規模災害が市内で発生していない背景なども手伝った、災害に対する危機意識の低下。 ② コミュニティ活動への参加の希薄化などとも関係し、参画人数の伸び悩みが課題。 ③ 高齢化の進行と相まって、平時訓練などの参加者が高齢化している実情。 ⇒ いかにか、課題意識を持った若い人に参画してもらえるかの工夫。						
指標値の向上に特に貢献する事業	事務事業名			事務事業の成果動向			
	自主防災組織等支援事業			どちらかといえば成果があがっている			
	新規結成の自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災活動費用や必要な防災資機材の整備費用の一部を補助し、組織率を高めていくことを目指す事業です。 【自主防災組織活動費補助金】年額2万円を上限(最長10年間) 【自主防災組織資機材整備費補助金】補助金上限25万円(1団体1回のみ)						
	事務事業名			事務事業の成果動向			
防災意識向上事業			成果があがっている				
災害発生時に住民が迅速に避難が行えるよう、日常からの備えとして「防災手帳」と「ハザードマップ」を全世帯へ提供するとともに、本防災講演会を開催し、自主的な防災活動実践に繋げる事業です。 ・平成27年度作成の上、市内全戸配布。以降新規転入世帯に提供 ・市民防災講座は年1回開催。講座満足度として75%前後の評価を頂く							
事務事業名			事務事業の成果動向				
災害対策事業			簡易評価のため未評価				
施策推進全般に関わる庶務的事業ですが、当該事業の中で、職員による「出前講座」「自主防災組織リーダー養成講座」、災害時の支援協定数を高めるアプローチなどの、ソフト事業の充実を図っています。 【出前講座】地震を始めとする防災に関するセミナーと、避難所の運営を想定した避難所運営ゲーム(HUG)を実施しています。(H28実績:31回) 【リーダー養成講座】日常や発災時において、地域で中心となって活動して頂くリーダー養成の為の講座を、年1回行っています。(H28参加人数:64人) 【支援協定】国、県、県内外市町村、官公庁、報道関係、飲食料・燃料・電気などインフラ関係、医療関係、物流・旅客関係など「36団体」と締結中							

◆まちづくり市民会議における審議事項

審議①
 当該基本事業についての課題や問題
 (市の課題認識についての見解・問題点)
 (委員の皆さんが不安や不満に感じている点 等)

審議②
 課題や問題を解決するために提案する取組
 (行政の対応が求められる点 等)

課題・問題①

課題・問題①を解決するための取組

課題・問題②

課題・問題②を解決するための取組

課題・問題③

課題・問題③を解決するための取組

課題・問題④

課題・問題④を解決するための取組

課題・問題⑤

課題・問題⑤を解決するための取組

◆施策全般に関する意見等

委員名：

政策名		施策名		審議候補 重点分野である基本事業		頁	希望施策
1	安全・安心に関する政策～安全・安心に暮らせるまちづくり～	6	防犯対策の推進	2	地域防犯体制の充実	60	
		7	防災・減災対策の推進	2	防災・減災体制の充実	62	
2	保健・福祉・医療に関する政策～いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～	1	健康づくりの推進	1	健康長寿のための生活習慣の実践	64	
				3	地域医療提供体制の整備		
		3	子ども・子育て支援の充実	1	保育サービスの充実	68	
				2	子育て不安の軽減		
				3	放課後の居場所づくり		
				4	母子保健の推進		
				5	結婚意識の向上と家族形成の支援		
		4	高齢者福祉の推進	1	介護予防と社会参加の促進	70	
4	医療・介護連携の基盤づくり						
3	教育・文化に関する政策～子どもから大人まで、生涯にわたる学びと文化が根付くまちづくり～	1	学校教育の充実	1	確かな学力の向上	76	
				5	小・中学校適正規模・適正配置の推進		
				6	学校・家庭・地域の連携と教育力の向上		
4	都市基盤に関する政策～住みたい・住んでよかったと思える快適なまちづくり～	2	調和と魅力ある土地利用の推進	2	住みやすい・住み続けたい住環境づくり	84	
		4	市街地の整備	1	鴻巣中心拠点の充実	90	
				2	土地区画整理事業の推進		
		5	公園・緑の整備と保全	1	緑の創出	92	
				3	生物多様性の維持保全		
5	産業に関する政策～賑わいと活力と魅力を創出できるまちづくり～	1	商工業の振興	1	事業所の経営支援と市内購買力向上	94	
				2	企業誘致・定着の推進		
				3	創業・事業開発の支援		
				4	就労の促進と働きやすい職場づくり		
		2	農業の振興	1	担い手確保と農業経営継続への支援	96	
				3	地産地消の推進と競争力の強化		
		3	観光の振興	1	情報発信、魅力PRの強化	98	
		6	市民協働・行政運営に関する政策～市民協働による、一人一人が主役のまちづくり～	1	コミュニティ活動の推進	1	地域コミュニティ活動の充実
2	市民活動の推進・支援						
2	開かれた市政の推進			5	シティプロモーションの推進	102	
		3	効率的な行財政運営の推進	3	公共施設等マネジメントの推進	104	

◆ 審議したい施策について、希望施策の欄に5つまで○をつけ、7月31日（月）までに事務局に提出orご連絡下さい。

事務局：総合政策課 谷・古川
 TEL：048-541-9013（直通）
 FAX：048-543-5480
 MAIL：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp